

令和5年度 第1回小松島市ごみ処理施設整備手法等検討委員会 議事要旨

日時：令和5年4月28日(金)10:00～

場所：小松島市役所 4階大会議室

出席委員

上月委員、小川委員、金西委員、蔭山委員、津川委員

会議に付した案件

- 議題（1）検討委員会の会議ルールについて
- （2）ごみ処理施設に係るこれまでの経緯
 - （3）委員会スケジュールについて
 - （4）小松島市におけるごみ処理の現状について
 - （5）施設整備に関する基本方針について
 - （6）処理方式の検討方法について
 - （7）施設整備候補地選定手順について

議事要旨

委員長選出 委員の互選により、上月委員を委員長に選出

議題（1）検討委員会の会議ルールについて、（2）ごみ処理施設整備に係るこれまでの経緯、（3）委員会スケジュールについて
検討委員会の会議ルールについて報告。
ごみ処理施設整備に係るこれまでの経緯を報告。
委員会スケジュールについて報告。

議題（4）小松島市におけるごみ処理の現状について
小松島市におけるごみ処理の現状について報告。

委員意見：本市のごみ処理量が全国及び県内と比較して多いのは、どのような理由によるものか。

事務局：次回委員会までに分析し、報告する。

委員意見：燃やせるごみの削減策として、衣類回収ボックスの設置等を行っている。今後効果をあげていきたい。

委員意見：リサイクル率が低い。びん・ガラス類及び金属・空き缶類の内容が多く、選別が困難になっているのではないか。そのため、分別回収項目を見直すこと

でリサイクル率の向上が見込めるのではないか。また、燃やせるごみが多いのは、特に水分が多いのではないか。水切の啓発により減量できるのではないか。

事務局：分別回収項目の見直しは、一般廃棄物処理計画の改訂時期等において、関係部局とも調整の上、検討してまいりたい。水切りについては、推奨する啓発を令和5年度から実施することとしている。

議題（5）施設整備に関する基本方針について

施設整備に関する基本方針について報告。

委員意見：方針1の安心・安全は、災害時の迅速な災害ごみの処理を考えると重要である。この点について言及している基本方針は十分な内容となっている。

委員意見：本市の現施設は、早急な改修または建替えが必要である。周辺市町村に左右されずに進めていただきたい。

委員意見：環境へ配慮した施設というのを重視していきたい。

委員意見：高い環境への配慮を実施してほしい。

委員意見：南海トラフによる津波も想定されている地域であるため、処理の継続性についても考慮するように。また3Rへの理解を啓発できるような施設の在り方も考えていただきたい。

事務局：精一杯取り組んでいきます。

議題（6）処理方式の検討方法について

処理方式の検討方法について報告。

委員意見：他事例で汚水を出さない、鉄分は鉄として再利用、焼却灰もリサイクルしていた。本市も他事例のよいところを参考に処理方式を決定してほしい。

委員意見：様々な処理方式の処理イメージがわかりにくいため、映像等があれば見れるようにしていただきたい。また、処理後の副生成物の受入れ先も検討してほしい。

事務局：受入れ先の詳細は提示できないが、想定される受け入れ先施設について調査し提示する。動画については、他事例等を確認して提示する。

委員意見：副産物の受入れ先も含めたライフサイクルコストを示すこと。

委員意見：提示されたごみ処理方式の評価項目では実績の多い焼却処理が選定される可能性が高いのではないか。実績だけではなく、本市のアイデンティティを考慮した政策性といった評価があってもよいのではないか。地域還元における地元への雇用の創出やイメージ作りが大切である。施設整備の売りを評価し

でもよいと思う。

事務局：評価項目については、ご意見を踏まえて第2回の委員会で提示する。

委員意見：重みづけの中で、施設イメージ等は評価できるのではないか。ライフライン系の施設は注目度が高いため、シンボルになるような施設整備を進めてもらいたい。基本方針に加えることも検討するように。

議題（7）施設整備候補地選定手順について

施設整備候補地選定手順について報告。

委員意見：候補地の選定フローに問題はない。施設整備後に防災関連の指定地に設定されることもあるため、施設の立地と主要なアクセス道路については考慮しておくこと。

委員意見：ごみ処理施設は、迷惑施設というイメージがある。そのため、地域のシンボリックな存在になるような施設整備をお願いしたい。また、山側は崩れやすい土地も多いため、十分に考慮し、手戻りがないように進めること。

委員意見：施設が住宅街の中や山の中腹にある場合があるが、立地よりも施設がよいものであることが重要である。

委員意見：用地選定の面積2haは、前資料の全ての処理方式の施設において配置可能か。

事務局：いずれの処理方式による施設も立地可能である。